

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和 7 年 10 月 23 日

長崎県知事 大石賢吾

Ⅰ 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 7 基国再第 2 号
- (2) 工 事 名 長崎県防災行政無線設備移設等工事（県南振興局）
- (3) 工事場所 諫早市永昌東町、長崎市大橋町
- (4) 工 期 令和 9 年 8 月 31 日限り
- (5) 工事概要 県央振興局の無線設備を県南振興局へ移設、長崎振興局の無線設備の撤去
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
ただし、前金払の請求ができるのは、令和 9 年 4 月 1 日以降とする。
- (7) 本工事は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正令和 5 年 3 月 17 日長崎県告示第 198 号。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 15 号に規定する事前審査型入札である。
- (8) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力Ⅰ型）を適用した工事である。
- (9) 本工事は、履行確実性評価方式試行要領（以下「履行要領」という。（最終改正令和 6 年 3 月 21 日 5 建企第 437 号））を適用した工事である。
- (10) 本工事は、入札参加の申請及び入札書の提出等について、紙入札により実施する。
- (11) 本工事は、「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 26 条」の規定に基づく下記の技術者の配置ができる工事である。
 - ①建設業法第 26 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定を受ける技術者配置の特例（専任特例）の取扱いについて（令和 7 年 3 月 25 日 6 建企第 339 号 以下、「専任特例に関する通知」という。）ただし、専任特例Ⅰ号については対象外とする。
 - ②建設工事の専任の主任技術者の取り扱いについて（令和 7 年 1 月 24 日 6 建企第 265 号）ただし、下請負代金額が建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令に定める金額以上となる場合は対象外とする。
- (12) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『諫早工区』（施工箇所諫早市永昌東町）、『長崎工区』（施工箇所長崎市大橋町）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算（試行）」の対象工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の競争参加資格を有する者は、総合評価落札方式入札公告共通事項書（高度技術提案型以外）（以下「共通事項書（高度技術提案型以外）」という。）2 の（1）に定める要件を満たす者で、かつ実施要綱第 7 条第 2 項に規定する添付書類（以下「資格確認資料」という。）の提出期限の日から落札決定の日までの間において次に掲げる要件をすべて満たした者とする。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、落札決定の日からとする。

建設業の許可に関する条件	法第 3 条の規定に基づく、電気通信工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	長崎県内に主たる営業所を有する者で、入札参加資格名簿に登録されて連続して 1 年以上を経過した営業所を有し、電気通信工事に係る総合数値が 700 点以上
年間平均完成工事高	電気通信工事の年間平均完成工事高を有し、かつ、電気通信工事と電気工事の年間平均完成工事高の合計が 6 千万円以上
同種工事の施工実績に関する条件	条件なし

配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）を専任で配置できること。	
	国家資格等	電気通信工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者
	工事経験	条件なし
	その他	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（資格確認資料の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者の兼務については、1 競争入札に付する事項の（11）に記載した配置予定技術者の兼務の通知を確認した上で判断すること。 ③ 資格確認資料の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 資格確認資料の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。
法に基づく経営事項審査等	令和7年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に登載され、資格確認資料の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。	

（注1）「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

（注2）「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

（注3）「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

（注4）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び契約の相手方が公団、公社である建設工事をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注5）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経営業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなり得ないことに留意すること。

（注6）「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

3 総合評価に関する事項

（1） 共通事項

(a) 以下文中の「管内」とは、県央振興局建設部管内（諫早市、大村市）とする。

(b) 各評価項目の評価内容等については、本公告に記載がないものは、「長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和7年度適用）」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

(c) 配置予定技術者を2名申請する場合は、配点合計が低い配置予定技術者で評価する

(d) 「7（3）総合評価の方法」における仮の評価値の算出は、自己審査点により行う。

(e) 技術資料作成時の留意事項は共通事項書（高度技術提案型以外）17（1）のとおり

(2) 評価項目及び配点

①配置予定技術者の能力：技術申請様式Ⅰ号		
番号	評価項目	配点
①－１	配置予定技術者の施工実績	0.7
①－２	配置予定技術者の工事成績評定	1.2
①－３	表彰（優秀現場技術者）	0.4
①－４	配置予定技術者の資格 A	0.7
②企業の施工能力：技術申請様式Ⅰ号		
番号	評価項目	配点
②－１	企業の施工実績	1.3
②－２	工事成績評定	0.5
②－３	施工実績件数	0.5
②－４	優秀工事表彰	0.2
②－５	継続的専門能力啓発システム（建築 CPD）	0.3
②－６	基幹技能者の配置	0.1
②－７	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	1.2
②－８	管内の施工実績	0.8
②－９	社会貢献活動の実績 A	0.5
②－10	社会貢献活動の実績 B	0.2
②－11	保守点検業務の受注実績	0.3
②－12	従業員数	0.1
②－13	適切な下請契約	1.0
加算点合計		10.0

(3) 評価の基準

【①配置予定技術者の能力（加算点計 3点）】

評価項目	評価基準	配点														
①－１ 配置予定技術者の施工実績	同種工事の実績	0.7														
	類似工事の実績	0.35														
	実績なし	0														
評価内容																
公告日の属する年度の直前 15 ヶ年度から公告日までに完成した工事で、同種工事、類似工事の条件に該当するものを評価する。																
評価内容の特記事項																
○同種工事の条件に該当するもの 電気通信工事として、国又は都道府県の防災行政無線に係る無線設備若しくは地域衛星通信ネットワーク設備の構築又は更新 ○類似工事の条件に該当するもの 電気通信工事として、市町の防災行政無線に係る無線設備、地域衛星通信ネットワーク設備又は消防無線設備の構築又は更新 ○対象工事の要件 <table><tr><td>対象期間</td><td>平成２２年度【２０１０年度】～公告日まで</td></tr><tr><td>工事の種類</td><td>公共工事</td></tr></table> ○実績の対象となる工事での役職 <table><tr><th colspan="2">単体で受注した工事の場合</th><th colspan="2">共同企業体で受注した工事の場合</th></tr><tr><td rowspan="2">主任（監理）技術者</td><td rowspan="2">現場代理人</td><td>代表構成員</td><td>主任（監理）技術者又は現場代理人</td></tr><tr><td>その他構成員</td><td>主任（監理）技術者</td></tr></table> ○現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に、建設業法施行規則第７条の３第２号の電気通信工事業に掲げる国家資格（法、技術士法、電気通信事業法）を有し従事した工事に限る。 ○評価内容の詳細はガイドラインのとおり			対象期間	平成２２年度【２０１０年度】～公告日まで	工事の種類	公共工事	単体で受注した工事の場合		共同企業体で受注した工事の場合		主任（監理）技術者	現場代理人	代表構成員	主任（監理）技術者又は現場代理人	その他構成員	主任（監理）技術者
対象期間	平成２２年度【２０１０年度】～公告日まで															
工事の種類	公共工事															
単体で受注した工事の場合		共同企業体で受注した工事の場合														
主任（監理）技術者	現場代理人	代表構成員	主任（監理）技術者又は現場代理人													
		その他構成員	主任（監理）技術者													

添付資料について			
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量・技術者名等の施工実績の確認に必要なものを添付すること。			

評価項目	評価基準	配点	
①－２ 配置予定技術者の工事成績評定	80 点 以上	1.2	
	78 点以上 80 点未満	0.9	
	76 点以上 78 点未満	0.6	
	74 点以上 76 点未満	0.3	
	74 点未満	0	
評価内容			
公告日の属する年度の直前５ヵ年度から公告日までに完成した工事で配置予定技術者が従事した「電気通信工事」の工事成績評定の最高点を評価する。			
評価内容の特記事項			
○対象工事の要件			
対象期間	令和２年度【２０２０年度】～公告日まで		
発注機関	長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部（旧環境部）自然環境課、総務部県庁舎建設課、危機管理部		
○実績の対象となる役職			
単体で受注した工事の場合		共同企業体で受注した工事の場合	
主任（監理）技術者	現場代理人	代表構成員	主任（監理）技術者又は現場代理人
		その他構成員	主任（監理）技術者
○現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に、建設業法施行規則第７条の３第２号の電気通信工事業に掲げる国家資格（法、技術士法、電気通信事業法）を有し従事した工事に限る。			
○その他詳細はガイドラインのとおり			
添付資料について			
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、工事成績評定通知書の写し、工事完成確認書の写し及びコリンズの写し等の該当工事名・発注機関・技術者名・工事の業種を確認できるものを添付すること。			

評価項目	評価基準	配点
①－３ 表彰（優秀現場技術者）	知事表彰	0.4
	機関長表彰	0.2
	実績無し	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前１０ヵ年度から公告日までに受賞した、長崎県の優秀工事表彰の主任（監理）技術者を評価する。		
評価内容の特記事項		
○表彰実績の要件		
対象期間	平成２７年度【２０１５年度】～公告日まで	
表彰の種類	長崎県優秀工事表彰（下請表彰を除く）	
○実績の対象となる役職		
単独として受注した工事の場合		共同企業体として受注した工事の場合
主任（監理）技術者	代表構成員	主任（監理）技術者
	その他構成員	主任（監理）技術者
○単体として受注した工事の主任（監理）技術者又は、共同企業体として受注した工事の代表構成員の主任（監理）技術者が途中交代を行っている場合は、従事期間に係わず、表彰を受けた技術者を評価する。		
○移籍前の企業の表彰実績で申請する場合、移籍した年度とその後３ヵ年度は評価しない。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		

「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、優秀現場技術者表彰状の写し等を添付すること。ただし、共同企業体のその他構成員の主任（監理）技術者の表彰で申請する場合は、表彰状等の写しとコリンズの写し等を添付すること。

評価項目	評価基準	配点
①－４ 配置予定技術者の資格 A	技術検定取得後５年以上又は技術士取得後３ヵ月以上	0.7
	監理技術者の取得後５年以上	
	技術検定取得後３年以上５年未満	0.53
	監理技術者の取得後３年以上５年未満	
	技術検定取得後３ヵ月以上３年未満	0.35
	監理技術者の取得後３ヵ月以上３年未満	
	その他	0
評価内容		
配置予定技術者が所持する資格と、その資格取得日から資格確認資料の提出期限日までの期間の経験期間で評価する。		
評価内容の特記事項		
○資格の種類		
技術検定	Ⅰ級電気通信工事施工管理技士	
技術士	電気電子部門	
	総合技術監理部門（選択科目「電気電子」）	
監理技術者	電気通信工事業に係る監理技術者	
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、資格者証、合格証明書等の写しを添付すること。		
○監理技術者資格者証の更新により、最新の資格者証で「評価内容及び評価基準」が確認できない場合は、以下の資料を添付すること。		
・更新前の資格者証の写し		
・（一財）建設技術者センターが発行する、初回の監理技術者資格者証の登録年月日を証明する資料		

【②企業の施工能力（加算点計 ７点）】

評価項目	評価基準	配点
②－Ⅰ 企業の施工実績	同種工事の実績	1.3
	類似工事の実績	0.65
	実績なし	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前１５ヵ年度から公告日までに完成した工事で、同種工事、類似工事の条件に該当するものを評価する。		
評価内容の特記事項		
○同種工事の条件に該当するもの 電気通信工事として、国又は都道府県の防災行政無線に係る無線設備若しくは地域衛星通信ネットワーク設備の構築又は更新 ○類似工事の条件に該当するもの 電気通信工事として、市町の防災行政無線に係る無線設備、地域衛星通信ネットワーク設備又は消防無線設備の構築又は更新 ○対象工事の要件		
対象期間	平成２２年度【２０１０年度】～公告日まで	
工事の種類	公共工事	
施工場所	長崎県内で元請として施工した工事	
○受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又は出資比率が２０％以上のその他構成員の施工実績とする。 ○その他詳細はガイドラインのとおり		

添付資料について		
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等の施工実績の確認に必要なものを添付すること。		
注) 添付が義務付けられている証明する資料は、競争入札に参加する者が保有する資料とするが、それがない場合又はそれにより証明できない場合に限り、「発注機関の証明書」とすることができる。		
評価項目	評価基準	配点
②－２ 工事成績評定	80 点 以上	0.5
	78 点以上 80 点未満	0.38
	76 点以上 78 点未満	0.25
	74 点以上 76 点未満	0.13
	74 点未満	0
評価内容		
公告日の属する年度の前年度の９月３０日から遡った５年間の「電気通信工事」の工事成績評定の平均点を評価する。		
評価内容の特記事項		
○対象工事の要件		
対象期間	令和元年１０月１日～令和６年９月３０日まで【２０１９年１０月１日～２０２４年９月３０日まで】	
発注機関	長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部（旧環境部）自然環境課、総務部県庁舎建設課、危機管理部、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社	
○その他詳細はガイドラインのとおり		
○工事成績評定の平均点は小数一位切り捨てとする。		
○評価方法について		
・長崎県データベースにより算出した点数と自己審査点の点数が異なる場合は、点数が低い方を採用する。		
添付資料について		
○提出書類		
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、様式「工事成績評定一覧表」を作成し添付することとし、工事毎の「工事成績評定通知書」の添付は不要とする。		
○様式「工事成績評定一覧表」は長崎県ホームページからダウンロードすること。		

評価項目	評価基準	配点
②-3 施工実績件数	2件以上	0.5
	1件	0.25
	実績なし	0
評価内容		
評価項目②-2「工事成績評定」の対象となる工事件数を評価する。		
評価内容及び添付書類の特記事項		
○実績の対象期間及び提出書類について		
評価項目②-2「工事成績評定」と同じ		

評価項目	評価基準	配点
②-4 優秀工事表彰	知事表彰	0.2
	機関長表彰、下請表彰	0.1
	実績無し	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前10ヵ年度から公告日まで受賞した、長崎県の優秀工事表彰及び下請表彰を評価する。		
評価内容の特記事項		
○表彰実績の要件		
対象期間	平成27年度【2015年度】～公告日まで	

表彰の種類	長崎県優秀工事表彰（知事表彰、機関長表彰、下請表彰）
○その他詳細はガイドラインのとおり	
添付資料について	
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、「優秀工事表彰状の写し等」を添付すること。	
○事前審査制度を活用する場合の提出書類 「結果通知書」の写しを添付し、「優秀工事表彰状の写し等」の提出は不要とする。	

評価項目	評価基準	配点
②－５ 継続的専門能力啓発システム	３６単位以上	０.３
	３６単位未満	０
評価内容		
公告日の属する年度の前年度の１０月３１日から遡った１年間の期間に、継続的専門能力啓発システム（建築ＣＰＤ）へ登録した学習単位の合計を評価する。		
評価内容の特記事項		
○受講実績の要件		
対象期間	令和５年１１月１日～令和６年１０月３１日まで【２０２３年１１月１日～２０２４年１０月３１日まで】	
受講対象	建築ＣＰＤ情報提供制度（公財）建設技術教育普及センター	
	建築士会ＣＰＤ制度（公社）日本建築士連合会	
	建築・設備施工管理ＣＰＤ制度（一財）建設業振興基金	
	JIACPD（一社）日本建築家協会	
	協議会ＣＰＤ 建築設備士関係団体ＣＰＤ協議会	
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、「学習履歴証明書等」を添付すること。ただし、令和７年度の長崎県建設工事入札参加資格に係る届出で長崎県が確認している場合は、添付を不要とする。		
○事前審査制度を活用する場合の提出書類 「結果通知書」の写しを添付し、「学習履歴証明書等」の提出は不要とする。		

評価項目	評価基準	配点
②－６ 基幹技能者の配置	配置する	０.１
	配置しない	０
評価内容		
国土交通省に登録された登録基幹技能者の配置を誓約することを評価する。		
評価内容の特記事項		
○対象とする登録基幹技能者の種類 元請又は下請にかかわらず、以下に示す登録基幹技能者のいずれか１名以上の配置を誓約		
電気工事基幹技能者		
○誓約内容の詳細は、「長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（別紙４）」を確認すること。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		

評価項目	評価基準	配点
②－７ 工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	管内に主たる営業所あり	１.２
	県内に主たる営業所あり	０.６
	なし	０
評価内容		

主たる営業所等の所在地を評価する。	
評価内容の特記事項	
○以下の営業所は、主たる営業所に該当しない。 ・「長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱」（平成 17 年 9 月 15 日制定）に基づく「合併等による特例措置認定通知書」の通知を受けている営業所 ○その他詳細はガイドラインのとおり	

評価項目	評価基準	配点
②－８ 管内の施工実績	５件以上の実績あり	0.8
	３件以上５件未満の実績あり	0.4
	３件未満の施工実績	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前 15 ヶ年度に、管内で施工した実績件数を評価する。		
評価内容の特記事項		
○実績の要件		
対象期間	平成 2 2 年度～令和 6 年度まで【2 0 1 0 年度～2 0 2 4 年度まで】	
発注機関	国、特殊法人等、地方公共団体、公団、公社、県立大学法人	
金額	最終請負金額 2 , 5 0 0 万円以上	
○施工箇所が複数の管内に跨る場合は、事前審査制度を活用し、実績を適用する管内を 県央振興局管内 に指定している場合に限り評価する。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類		
・「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、「管内の施工実績一覧表」を作成し添付すること。 ※各工事の発注機関、施工場所、完成年度、請負金額を確認できる資料の添付は不要とする。 ・発注機関が、長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部以外の実績については、発注機関、施工場所、完成年度、請負金額を確認できるものとして、コリンズの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等を添付すること。		
○事前審査制度を活用する場合の提出書類		
「結果通知書」の写しを添付し、「管内の施工実績一覧表」の提出は不要とする。		
○様式「管内の施工実績一覧表」は長崎県ホームページからダウンロードすること。		

評価項目	評価基準	配点
②－９ 社会貢献活動の実績 A	活動実績 A	0.5
	活動実績 B	0.25
	活動実績なし	0
評価内容		
公告日の属する年度の前年度の、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む。）の活動回数を評価する。		
評価内容の特記事項		
○活動内容		
対象期間	令和６年度【２０２４年度】	
活動内容	公共施設の清掃・美化活動及び災害支援等に関する活動	
○活動内容の種類		
公共施設の清掃・美化活動	国、県、市、町のアダプト事業、愛護団体事業登録制度等に基づく活動	
災害支援に関する活動	大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定に基づく支援活動、家畜伝染病発生時の防疫措置支援活動（社会貢献）に関する協定に基づく活動	
○活動回数		

活動実績 A	合計 4 回以上の活動実績
活動実績 B	合計 2 回以上 4 回未満の活動実績
活動実績なし	活動実績 B 未満の活動

※活動の算定は、1 日を 1 回とする。

○その他詳細はガイドラインのとおり

添付資料について
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 ・「評価内容及び評価基準」を証明する資料を添付すること。 ・添付資料は、ガイドラインを参照し、必要な資料と添付すること。 ○事前審査制度を活用する場合の提出書類 「結果通知書」の写しを添付し、「評価内容及び評価基準」を証明する資料の提出は不要とする。

評価項目	評価基準	配点
②－１０	いずれか該当あり	0.2
社会貢献活動の実績 B	なし	0

評価内容				
公告日の属する年度の前年度の社会貢献活動（ボランティア活動）の実績を評価する。				
評価内容の特記事項				
○活動内容				
<table><tr><td>対象期間</td><td>下記のとおり</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>令和 7 年度【 2 0 2 5 年度】の管内の消防団員の雇用 令和 6 年度【 2 0 2 4 年度】の各種の学校が行う県内の 3 日間以上の現場実習（インターンシップ）の協力</td></tr></table>	対象期間	下記のとおり	活動内容	令和 7 年度【 2 0 2 5 年度】の管内の消防団員の雇用 令和 6 年度【 2 0 2 4 年度】の各種の学校が行う県内の 3 日間以上の現場実習（インターンシップ）の協力
対象期間	下記のとおり			
活動内容	令和 7 年度【 2 0 2 5 年度】の管内の消防団員の雇用 令和 6 年度【 2 0 2 4 年度】の各種の学校が行う県内の 3 日間以上の現場実習（インターンシップ）の協力			
○その他詳細はガイドラインのとおり				
添付資料について				
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 ・「評価内容及び評価基準」を証明する資料を添付すること。 ・添付資料は、ガイドラインを参照し、必要な資料を添付すること。				
○事前審査制度を活用する場合の提出書類 「結果通知書」の写しを添付し、「評価内容及び評価基準」を証明する資料の提出は不要とする。				

評価項目	評価基準	配点
②－１１ 保守点検業務の受注実績	２件以上の受注実績あり	0.3
	１件の受注実績あり	0.15
	受注実績なし	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前３ヵ年度から公告日まで、発注者が指定する電気通信設備に係る保守点検業務の受注実績（落札決定日）を評価する。		
評価内容の特記事項		
○実績の対象期間		
対象期間	令和６年度【２０２４年度】～公告日まで※ただし、実績は令和６年度より指定	
発注機関	長崎県土木部、水産部	
施工場所	県央振興局建設部管内	
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、保守点検業務の受注実績であることを示した公告文または特記仕様書の写し等を添付すること		

評価項目	評価基準	配点
②－１２ 従業員数	３０人以上	０.１
	１０人以上３０人未満	０.０５
	１０人未満	０
評価内容		
長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づき、公告日の属する年度に係る主観的審査事項の建設業従事職員数の項目で審査した建設業従事職員数を評価する。 ただし、主観的審査事項の建設業従事職員数を届け出していない者においては、公告日の属する年度の前年度に、法第１１条の規定に基づき提出した変更届の使用人数で評価する。		
評価内容の特記事項		
○対象年度		
建設工事入札参加資格審査の対象年度		令和７年度【２０２５年度】
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 ・主観的審査事項の建設業従事職員数を届け出た者については、提出書類は不要。 ・主観的審査事項の建設業従事職員数を届け出していない者については、変更届出書（受付印が押印されたもの）及び様式４号使用人数の写し。ただし、当該年度に使用人数の変更が無かった場合は、使用人数の変更を行った最新の変更届出書を提出すること ○事前審査制度を活用する場合の提出書類 「結果通知書」の写しを添付すること。		

評価項目	評価基準	配点						
②－１３ 適切な下請契約	３項目を誓約する	１.０						
	２項目を誓約する	０.６７						
	１項目を誓約する	０.３４						
	誓約しない	０						
評価内容								
当該工事の下請契約（建設業を営む者との契約）について、以下の（１）～（３）の事項を誓約した項目数により評価する。 <table border="1"> <tr> <td>（１）</td><td>下請次数の制限</td></tr> <tr> <td>（２）</td><td>下請契約金額の合意形成</td></tr> <tr> <td>（３）</td><td>建設キャリアアップシステムの事業者登録</td></tr> </table>			（１）	下請次数の制限	（２）	下請契約金額の合意形成	（３）	建設キャリアアップシステムの事業者登録
（１）	下請次数の制限							
（２）	下請契約金額の合意形成							
（３）	建設キャリアアップシステムの事業者登録							
評価内容の特記事項								
○下請次数の制限 下請契約による請負次数を２次下請までに制限することを誓約する場合に評価する。 ○下請契約金額の合意形成 労務費及び法定福利費を明示した見積書を尊重して下請け契約を締結し、労務費及び法定福利費相当分を現金払いする場合のみ評価する。なお、建設業を営まない者は評価の対象としない。 ○建設キャリアアップシステムの事業者登録 契約工期内に元請かつ全ての下請企業（建設業者以外及び県外企業は除く。）の事業者登録が完了する場合のみ評価する。なお、建設現場でのカードリーダーの設置による建設技能者の就業履歴の蓄積や作業員名簿の作成等及び技能者の登録は、評価の対象としない。 ○誓約内容については、「長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（別紙５）」を確認すること。 ○その他詳細はガイドラインのとおり								

注）添付が義務付けられている証明する資料は、競争入札に参加する者が保有する資料とするが、それが無い場合又はそれにより証明できない場合に限り、「発注機関の証明書」とすることができる。

4 競争参加資格の確認資料及び技術資料の提出

- (1) 入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、競争参加資格確認申請書のほか関係書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等として次の書類を提出すること。
- ① 競争参加資格確認申請書（実施要綱 様式第2号）
 - ② 共通事項書（高度技術提案型以外）4（1）のイ、オ
 - ③ 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第9条に基づく再度の審査を受けた者は、共通事項書（高度技術提案型以外）4（1）のウとして直近の総合評価値通知書の写し
- (3) 総合評価に関する技術資料として、入札書と同時に提出しなければならないもの
- ① 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のア
- (4) 指定された提出資料については、下記事項に留意すること。
- ① PDFファイルに変換した電子データを提出するものとする。ただし、共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のア（技術申請様式1号：技術者及び企業の施工能力調書）については、**公告に添付されたExcelファイル**で提出すること。
 - ② 提出様式は県のホームページからダウンロードした最新のファイルを使用すること。
 - ③ 提出された電子データが発注機関において読み込めない場合や、電子データが不鮮明で、内容が判断できない場合は評価しない。

(5) 技術資料の提出方法

入札方法	提出資料	提出方法	提出部数
紙入札	4（3）に掲げる書類	持参のみ受付	紙2部（原本1部、写し1部） 電子媒体（CD）1部

注：電子媒体（CD）については、下記事項に留意すること。

- ① 電子媒体（CD）には、指定された資料を収めること。なお、収める資料については、4（4）に準じること。
- ② CD-Rのラベルには「工事番号」、「工事名」、入札参加者名の「商号（又は名称）」、ウイルスチェック欄を設け「ウイルスチェックの実施日」、「提出日」を記入すること。
- ③ 電子媒体に収めたPDFファイル及びExcelファイルのファイル名は、「商号（又は名称）」とすること。なお、複数のPDFファイルを保存する場合のファイル名は、「商号（又は名称）」とファイルの内容がわかるタイトルで保存すること。

5 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県危機管理部基地対策・国民保護課	TEL 095-895-2191 FAX 095-821-9202	〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
工事・技術担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項	長崎県危機管理部基地対策・国民保護課	TEL 095-895-2191 FAX 095-821-9202	

6 入札日程

【交付について】 競争参加資格の確認資料及び総合評価に関する技術資料様式、入札説明書の交付期間及び方法	【交付期間】 令和7年10月23日(木曜日)から 令和7年11月25日(火曜日)まで	① 書類様式 長崎県ホームページ (https://www.pref.nagasaki.jp/) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入札・契約制度関係規則等／各種様式」から入手すること。 ② 入札説明書 ・5の入札・契約担当部局より入手すること
【提出について】 申請書等の提出期間、場所及び方法	【提出期間】 令和7年10月24日(金曜日)から 令和7年11月7日(金曜日)まで	・5の入札・契約担当部局 ・持参又は一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。期間内に必着のこと。
競争参加資格確認結果の通知期限及び方法	令和7年11月20日(木曜日)	・申請者あて郵送にて通知する。

【質問について】 入札説明書に関する質問 期間及び場所	【質問期間】 令和7年10月24日(金曜日)から 令和7年11月14日(金曜日)まで	・入札質問書を提出する前に5の入札・契約担当へ連絡し、提出後においても必ず着信確認をすること。
上記回答期限及び回答方法	令和7年11月18日(火曜日)まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答 ・全参加者に関する事項は、長崎県ホームページに掲載。 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/other-bunrui/nyusatsu-other-bunrui/kichi-nyusatsu/
【入札書等の提出及び開札日時及び場所】 入札書及び競争参加資格の確認資料等【4(3)で指定する資料】の提出 期間、場所及び方法	令和7年11月26日(水曜日) 午前11時から	・入札書、総合評価に関する技術資料及び工事費内訳書は入札会場に持参すること。（競争参加資格確認通知書の写しの提示も求める。） ・技術申請様式1号については、公告に添付された最新のExcelファイルで提出すること。 長崎県庁 6階 入札室 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2191
配置予定技術者に係る通知書の提出期間、場所及び方法	落札者仮決定通知の翌日から起算して3日以内	5の入札等担当部局の入札・契約担当に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）

（注1）上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

（注2）書類様式及び入札説明書は、郵送での配布は行わない。

（注3）入札説明書に関する質問は、書面により郵送で行うこと。（時間的に不可能でやむを得ない場合は電送も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。）この場合において、質問者は郵送又は電送を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

（注4）入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

（注5）配置予定技術者に係る通知書の提出については、やむを得ない場合、電送による通知も可とするが、電送後に必ず提出先に着信確認を行い、直ちに原本を郵送すること。

7 落札者の決定方法及び総合評価の方法

落札者は長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領（最終改正令和7年3月21日6建企第332号）第11条の規定及び履行要領に基づき決定し、落札者については決定後、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

（1）履行確実性評価方式の定義

- ・履行確実性評価方式とは、履行要領第2条に規定するものいう。
- ・履行確実性評価価格は、建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱（最終改正令和6年3月21日5建企第434号）に基づき算定するものとする。
- ・低価格での入札による契約は、契約の不履行等を招くおそれがあることから、工事の適正な履行を確保するため、履行要領に基づき履行確実性確保価格を設定するものとする。

（2）落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「配置予定技術者の能力」及び「企業の施工能力」をもって入札に参加し、次のア～イの要件に該当する者のうち、「（3）総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札仮決定者とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

予定価格の単位は円とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、以下のとおりとする。

①加算点並びに入札価格が同じ場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

②対象となる者全てが、履行確実性評価価格以上で入札した場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

③上記以外の場合

最低の価格をもって入札した者を落札仮決定者に決定する。

ただし、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者としてすることがある。

(3) 総合評価の方法

ア 評価値は、次の算出方法により算定する。

1) 評価値の算出方法

①入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\text{標準点} + \text{加算点} \right) / \text{入札価格} \times 100,000,000$$

②入札価格が履行確実性評価価格未満、履行確実性確保価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\text{標準点} + \text{加算点} \right) / \text{履行確実性評価価格} \times 100,000,000$$

③入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

$$\text{評価値} = \left(\text{標準点} + \text{加算点} \right) / \left(\text{履行確実性評価価格} + \left(\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格} \right) \right) \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

2) 標準点と加算点

標準点は100点とし、加算点は0点～10点の範囲とする。

3) 加算点の算出方法

加算点は、「4) 評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方法により算定する。

$$\text{加算点} = \text{評価点数の合計値}$$

4) 評価の基準

3(3)の評価基準による。

5) 評価の審査順序

評価の審査順序は、仮の評価値が最も高い者から審査する。技術資料の審査の結果、評価値が最も高い者であると判明した場合は、その他の者の技術資料の審査は行わない。また、各評価項目の自己審査点に誤りがあった場合は、以下のとおりとする。

- ・自己審査点の点数が技術資料の審査結果より過大である場合は、技術資料の評価点数を採用する。
- ・自己審査点の点数が技術資料の審査結果より過小である場合は、自己審査点の評価点数を採用する。

イ 仮の評価値は、次の算出方法により算定する。

1) 仮の評価値の算出方法

①入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\text{標準点} + \text{仮の加算点} \right) / \text{入札価格} \times 100,000,000$$

②入札価格が履行確実性評価価格未満、履行確実性確保価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\text{標準点} + \text{仮の加算点} \right) / \text{履行確実性評価価格} \times 100,000,000$$

③入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

$$\text{評価値} = \left(\text{標準点} + \text{仮の加算点} \right) / \left(\text{履行確実性評価価格} + \left(\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格} \right) \right) \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

2) 標準点と仮の加算点

標準点は100点とし、仮の加算点は0点～10点の範囲とする。

3) 仮の加算点の算出方法

仮の加算点は、参加者が「4) 評価の基準」に基づき評価を行った自己審査点とする。

4) 評価の基準

3(3)の評価基準による。

(4) 契約条件の履行

履行確実性確保価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合は、次に掲げる条件の履行を求めるものとする。

- 1) 請負代金額の10分の3以上の契約保証金を納付すること。
- 2) 配置予定技術者とは別に配置予定技術者同一の資格（同種工事の経験を除く。）を有する技術者1名を専任で配置すること（落札仮決定者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする。）。
- 3) 前号の技術者は施工中、配置予定技術者を補助し、法第26条の4に規定する職務と同様の職務を行うものとする。
- 4) 前払金の金額を請負代金額の2割以内とすること。

(5) 監督業務の強化

履行確実性確保価格を下回る価格で入札を行ったものと契約した場合は、契約の適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1) 法第24条の7の規定による施工体制台帳の提出、及び必要に応じその内容について聴き取りを行う。
- 2) 工事の監督及び検査業務を強化する。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額とする。ただし、県財務規則第112条第1項各号に掲げる担保の提供、第113条第1号に規定する履行保証保険証券又は同条第2号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

10 落札候補者のうち競争参加資格なしと認められた者又は落札者とされなかった者に対する理由の説明

落札候補者のうち競争参加資格なしと認められた者又は落札者とされなかった者は長崎県建設工事苦情処理手続要綱に基づき、契約担任者に対して競争参加資格なしと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

落札候補者のうち競争参加資格なしと認めた理由又は落札者とされなかった理由に関する苦情申立期間	入札結果表の公表をした日の翌日から起算して7日以内（休日除く。）とする。	長崎県危機管理部基地対策・国民保護課 TEL 095-895-2191 FAX 095-821-9202 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
上記回答期限	苦情申立期限の日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）とする。	
上記回答に対する再苦情申立期間	回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とする。	

11 その他

- (1) その他入札参加資格、技術資料、入札・契約に関する事項は共通事項書（高度技術提案型以外）のとおり。
- (2) 入札結果及び本公告は、長崎県基地対策・国民保護ホームページに掲載する。ホームページアドレス
(<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/other-bunrui/nyusatsu-other-bunrui/kichi-nyusatu/>)
共通事項書は、長崎県入札情報サービスポータルサイトに掲載する。
ホームページアドレス (<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>)
- (3) 入札制度関係要綱要領等は、長崎県ホームページに掲載する。
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業
入札・契約制度関係規則等／要綱・要領／要綱・要領等」
- (4) 申請様式等については、ホームページに掲載してある最新版を使用すること。旧様式で申請した場合、提出書類の不備として参加資格が認められない場合があるので留意すること。
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業
入札・契約制度関係規則等／各種様式」
- (5) 不明な点に関する問い合わせ先
 - ア 提出書類、入札及び契約に関すること
5の入札・契約担当部局
 - イ 設計図書の内容等技術的要素に関すること
5の工事・技術担当部局